

盛土規制法に関する説明会

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。

この災害の原因の一つとして、記録的な豪雨による雨水が、河川源頭部に実施された不適切な盛土内に浸透したことによるものとされており、このような災害を防止するため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度として「盛土規制法」が制定されています。

豊田市においては、盛土規制法による規制を**令和6年10月1日から開始**する予定となっており、法制度における豊田市独自の規定や技術的な基準などを説明させていただきますので、ぜひとも御参加ください。

内 容

- ・盛土規制法制定の経緯

説明者 国土交通省 中部地方整備局 建政部
計画管理課 課長 柏崎 重之

- ・豊田市における盛土規制法の概要

説明者 豊田市 都市整備部
開発調整課 主査 山内 悠己

日 時

令和6年7月23日 **火**

午後2：30～午後4：00（受付 午後2：00～）

会 場

豊田産業文化センター 小ホール

参加料

無 料

定 員

200名程度

配布物

次第、説明資料

お問合せ、参加申込みは裏面を御確認ください。

【主催】豊田市（都市整備部 開発調整課）

●申込み方法

あいち電子申請・届出システム又は以下の申込用紙で、**令和6年7月12日(金)**までにお申込みください。

<p><あいち電子申請・届出システムの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のQRコードをスマートフォン等で読み取り、必要事項を記入して、申込みをお願いします。 	<p><申込用紙の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の申込用紙に必要事項を御記入下さい。 ・申込用紙の提出は、FAX、メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法でお願いします。
--	---



※定員を超える応募があった場合は抽選となります。落選の場合は**令和6年7月19日(金)**までに当市より連絡させていただきます。連絡がない場合は参加可能です。

【会場の豊田産業文化センターへの行き方・駐車場】

駐車可能台数が限られておりますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※駐車料金の無料処理をしますので、駐車券を会場までお持ちください。

●公共交通機関●

名鉄電車・地下鉄で



愛知環状鉄道で



(会場所在) 豊田市小坂本町 1-25
(会場電話) 0565-33-1531
※参加申込み、お問合せは、以下の<申込み・問合せ>先へお願いします。

<申込用紙>

参加者	法人名・所属部署 (個人での参加の場合、御記入不要)		役職 (個人での参加の場合、御記入不要)
	(ふりがな)		
	氏名		
参加者連絡先	<input type="checkbox"/> 電話	()	
	<input type="checkbox"/> FAX	()	
	<input type="checkbox"/> メール		

※メールでお申込みの場合は、上記事項をメール本文にベタ打ちして、以下アドレスに送信してください。

<申込み・問合せ>

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市 開発調整課 盛土等担当 山内、花木
電話:0565-34-6744 FAX:0565-34-6011 メール:kaihatsu@city.toyota.aichi.jp